問30 世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求(特・実)

アクセスコード付与請求の手続について留意点を教えてください。

答: 日本の特許出願又は実用新案登録出願に係る書類を、デジタルアクセスサービス(DAS) に登録し、日本国特許庁から世界知的所有権機関を通じて外国の特許庁に提出することを希望する場合は、提供を希望する出願書類の出願時又はそれ以降に、出願事件ごとに世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書(以下「アクセスコード付与請求書」という。) を特許庁長官に提出してください。

アクセスコードは日本の特許出願又は実用新案登録出願ごとに付与されることになりますので、当該出願をもとに複数の国(第二国)へ出願する場合は、同一国で複数の出願とする場合であっても一つのアクセスコードの付与を請求すれば足りることになります。

なお、アクセスコード付与を請求したい出願が共同出願である場合、アクセスコード付与 請求書に記載する【手続をした者】は出願人全員を記載する必要はありません。

また、すでに出願の代理人となっている者がアクセスコード付与請求書を提出する場合には委任状の提出は不要ですが、新たな代理人が手続する場合には個別委任状の添付が必要となります(包括委任状の援用は認められません。)。この場合の委任状には、「特願〇〇〇〇一〇〇〇〇〇のアクセスコード付与請求に関する手続についての一切の件」と記載していただきますようお願いします。また、アクセスコード付与請求に関連し、委任状の提出が必要な場合は、書面で提出するようお願いします。

※ なお、特許出願については、経済安全保障推進法第70条第1項の規定による通知若しくは 特許出願の日から3月以内に同法第66条第3項に定める通知がない場合、同法第77条第2項 の規定による通知を受けた場合又は特許出願の日から3月又は当該期間が経過する前若しく は同法第67条第1項に規定する保全審査中に放棄、取下げ若しくは却下された場合に、当該 出願に係るアクセスコードが記載された通知書が送付されるため、改めてアクセスコード付 与請求を行う必要はありません。

実用新案登録出願については、出願後に通知される出願番号通知(オンライン出願の場合は受領書、書面による出願の場合はハガキで通知されます)にアクセスコードが記載されるため、あらためてアクセスコード付与請求を行う必要はありません。